

令和 8 年度 商工振興事業案（創業支援）

基本的施策（１）創業の促進を図るための施策

◎補助金関係

	令和 7 年度(案)	令和 8 年度（案）
名称	【創業支援補助金】	【創業者支援金（仮）】
対象	・年度中に創業する個人又は会社 ・R6.4 月以降開業の個人又は会社	・創業後 1 年未満の個人又は会社
対象事業	改装費、設備費、広告宣伝費、賃借料	—
補助額	対象経費の 1/2（上限 20 万円）	10 万円 or 15 万円
受付	指定した期間（約 1 か月）	随時受付（予算が終了するまで）
申請要件	特定創業支援等事業（個別相談）を修了	
申請書類	R6 チラシ項目のうち変更点 ⑤市税の滞納なし証明のみ	R6 チラシ項目のうち変更点 ⑤市税の滞納なし証明のみ ⑩改装費、設備費、広告宣伝費、賃借料のうち支援金額以上の費用を要したことがわかる書類（領収書等） ⑪、⑫削除
交付要件	交付後 3 年間 ・商工会会員になり事業を継続 ・目的外利用及び転貸の禁止 ・毎年度事業報告書を提出	交付後 3 年間 ・商工会会員になり事業を継続
交付確定	実績報告書及び支出したことがわかる書類を審査し確定額を決定	申請書類の審査と同時 （実績報告書の提出なし）

基本的施策（１）＋ 基本的施策（５）多様な人材の確保を図るための施策

◎【新規】創業サロン（仮）の開設

目的	創業したい人と市内で創業した人などが談話型の交流をし、情報交換や悩み相談をすることで、新たな創業者を生み出す。
開催場所	公共施設など
必要経費	協力者謝金 ※茶菓子などは参加者持ち寄り
開催頻度	年 1～2 回、1 回あたり 2 時間程度
備考	実際に創業を志す人は特定創業支援等事業（商工会個別相談）に繋げる

令和 8 年度 商工振興事業案（新たな事業展開支援）

基本的施策（3）新たな事業展開の促進を図るための施策

◎補助金関係

	令和 7 年度(案)	令和 8 年度（案）
名称	【新事業活動応援補助金】	
内容	新たな事業を行うために経営革新計画を作成し、県知事の承認を得た事業者に対し、かかる事業費の一部を補助するもの	
活用財源	国の臨時交付金を活用	未定
参考	経営革新計画承認者数 ※（ ）内は商工会福岡地域での順位 R4：9 件（5 位） R5：10 件（4 位） R6：15 件（2 位） ※市独自の補助金が後押しとなり計画作成者が増えている	
対象	・市内に主たる店舗又は事務所を有する個人又は会社 ・市税に滞納がないこと ・同一経費で国、県、その他団体の補助金の交付を受けていないこと 対象外：市暴追条例該当者、すでに同補助金の交付を受けた者 ※R6 からの変更点※ 対象の拡大：創業支援補助金の交付を受けた者及び企業センター入居者も申請可能（成長段階に合わせた支援を行うため）	
対象事業	広告宣伝費、委託料、工事請負費、設備及び備品購入費	
補助額	対象経費の 2/3（上限 50 万円）	対象経費の 1/2（上限 20 万円）
受付	随時受付（予算が終了するまで） 期限：令和 8 年 1 月 20 日	随時受付（予算が終了するまで）
申請要件	県知事から経営革新計画の承認を受けた中小企業者	
申請書類	R6 チラシ参照（※⑤市税のみ、⑦は削除）	
交付要件	交付後 3 年間 ・目的外利用及び転貸の禁止 ・毎年度事業報告書を提出	
交付確定	実績報告書及び支出したことがわかる書類を審査し確定額を決定	